

社会福祉法人ちいさがた福祉会
介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

介護職員等の処遇改善に向けた特定加算の取り組みにつきまして次のように公表します。

国の方針（介護・福祉経験年数 10 年以上の介護職員、10 年未満の介護職員、それ以外の職種の職員）に従い、以下の配分基準、配分方法により取り組んでおります。

○配分基準

介護部門

- A 経験・技能（経験年数 10 年以上且つ介護福祉士資格保持者）
- B その他の介護（経験・技能にあたらぬその他の介護職員）
- C その他（その他職種 看護師、栄養士、ケアマネ、事務員等）

障害部門

- A 経験・技能（経験年数 10 年以上且つ対象資格保持者 介護福祉士、社会福祉士、サービス管理責任者、保育士等）
- B その他の介護（経験・技能にあたらぬその他の介護職員）
- C その他（その他職種 看護師、栄養士、事務員等）

○配分方法

「特定処遇手当」として毎月の給与手当として支給

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

- 毎年 1 回非正規職員から正規職員への登用試験を希望職員対象に実施
- キャリア段位制度の運用・人事考課制度との連動
- 指定資格取得者に経費の一部を支援（上限 10 万円）